

第9回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年11月7日(木) 午後2時00分～午後4時15分

2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室

3. 出席委員 【農業委員】(12人)

2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、7番 金子孝子、8番 伊芸精一
9番 松本昌子、10番 敷地智也、11番 酒井幸男、
12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市

【推進委員】(6人)

2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：書記 宮地 洋)

4. 欠席委員 【農業委員】(2人) 1番 小谷健児、6番 中山譲

【推進委員】(1人) 1番 大石正幸

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(県知事許可)について(2件)

議案第2号 非農地証明願について(4件)

議案第3号 形状変更に関する届出の報告(1件)

- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは時間も来ましたので、早速始めたいと思います。

朝晩だいぶ寒くなりまして、季節の変わり目ということで体調を崩されませんように、十分に体には気を付けていただきたいと思います。

それで今日の欠席者ですが、小谷健児さん、山中譲さん、大石さん、3名が欠席でございますが、成立をしておりますので始めたいと思います。

今日の議事録署名人は藤原さんと濱口君にお願いしたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第5条許可申請につきまして2件出ておりますが、1点目ですが関係者が、幸男君が地権者として関係しておりますので退席をお願いします。

それでは、5条許可申請の1番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動の許可申請が今回2件出てきております。

早速、1件目を説明させていただきます。

お手元の議案書を今回1件目は、地権者さん等が多くおりますので、別表になりますけれども4ページをお開きください。

それでは説明させていただきます。

賃貸人、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。賃貸人の方が、〇〇〇〇。

申請地につきましては、入野字厩尻1977番1、田534㎡ほか、22筆になります。

表の一番下にいきまして欄外に入りますが、田の方が5,112.66㎡、畑1,082.96㎡。全て合わせまして23筆の、転用面積が6,195.62㎡となります。

それでは、資料を次のページ5ページをご覧ください。

位置図、いつもの航空写真を載せております。場所は、旧黒潮町役場の本庁がございました、今、バイパスの道ができており、役場の西側の田んぼと畑の帯になります。国道と南の入野駅の間。東西にすると、西側には都市下水路の大きな水路が西側にございまして、東側は国道から入野駅に向かう町道の間がほぼ全ての所が、今回転用の場所となっております。

ちなみに、説明が遅れましたけれども、今回の転用理由につきましては、賃借人の方が当該申請地に量販店の店舗、ドラッグストアと、テナントとしてコンビニエンスストアを建築します。

そのほか、付帯設備として駐車場の設置をする予定になっております。

6ページが住宅地図で、こちらは行政書士さんの方から出てきていただいた分に

なりますので、こちらの方が見やすいかと思われます。

続きまして7ページ、8ページが公図となっております。9ページも公図です。

10ページが、今回の転用の予定としています。ドラッグストアとコンビニエンスストアの建物の平面図となっております。

その図面からすると、横にさせていただいて、向かって右側の下の方に赤枠でくくっている大きい方がドラッグストア、店舗は〇〇〇〇で、黒潮町店ということでできる予定です。

今回、〇〇〇〇のテナントの店舗ができるということで、コンビニエンスストアの方も、今どこになるのかというところは、募集中ということなので正式には決まっておらず、コンビニエンスストアも併設するという予定が立っています。場所は、こちらの図面でいくと左側に小さく赤でくくっている所がコンビニエンスストアの予定地となっております。

後が、今回転用規模も大きいので、いろいろ図面等も多くございます。

11ページも、こちらが造成の計画の断面等になります。

12ページが、ドラッグストアの立面図、側面図の方になります。

13ページが、こちら〇〇〇〇の平面図、14ページが、また店舗の陳列の配置。レジとかを入れたところの図面になります。

続きまして15ページが、こちらがテナントとして入るコンビニエンスストアの立面図、ならびに16ページが平面の配置図になります。

17ページはこの開発等の店舗コンビニエンスストアの面積等になります。字が小さくて見えにくいと思われますが、18ページもコンビニエンスストアの屋外倉庫の寸法図となっております。

最後に19ページが、今回場所が広過ぎるので、幡多信用金庫の横の忠霊塔付近から写真を撮っておりますが、今現在バイパスの沖側、入野駅までの一帯の田んぼと畑の所に今回の転用の場所となります。

こちらの方が農用地区域は入っておりません。利用権の設定もございません。

造成計画としましては、今のところ申請地の半分北側の方が80cmを切って、残り半分の南側は盛土にして、南側の入野駅の町道にすり合わせする予定での造成計画となっております。

あと進入路の方が、10ページに戻っていただきまして、国道のバイパスの方の接続で、今現在の予定としましては進入口、進入路が2カ所。図面では、10mと12mの幅での進入路が2カ所。今後、入野駅の駐車場の真向かいに、20mの横幅の進入路を1カ所予定しております。

同じく10ページの所で、字が小さいですが数えたら駐車場の数の規模としては一般の大きさの駐車場が103台分と大型車は3台分を予定しています。

あと排水計画の方につきましては、汚水および雑排水につきまして、〇〇〇〇の

ドラッグストアの店舗ならびにコンビニエンスストアも全て浄化槽を経由して、今のところ西側の都市下水路に放流する予定となっております。若干今後、図面の方も何分取り急ぎで、転用許可等の急ぎがあり、排水の計画の水路との数と位置も若干今後変わる可能性もありますが、基本的には合併浄化槽を経由して都市下水路に放流する予定となっております。

雨水につきましては、敷地内の側溝から西側の都市下水、および南側の入野駅に向かった町道の水路に放流する予定となっております。

あと資金計画につきましては、〇〇〇〇とする予定となっております。

同意の方につきましては、隣接の農地等につきまして全て同意取得済みとなっております。

そのほか農地区分として、こちらは第3種農地なので、転用の方は許可の方の区分になります。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がありましたが、何か補足説明あれば。

〇〇委員 事務局の言うとおりで、間違いのないと思います。

議長 事務局の言うとおりでということですが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何か質疑・意見のある方、挙手をお願いします。
借地料はいくらと言ったかね。

事務局 年間借地料が予定で、〇〇〇〇です。ですので、金額的には高いのかなと思っていましたが、単純に自分が筆数と受益者数で割っていくと、やっぱり毎月の金額としてはまあこのぐらいなのかなというぐらいには単純計算ではこのぐらいいいのかなというところはあります。

〇〇〇〇を単純に今度年間で割る 12 としたら毎月入ってくるのがということを考えて、通常の相場だと。

〇〇委員 コンビニよね、何かもうだいぶ前に早咲の今ある道がつくようになって、何かあそこへ移転いうか何かあったような気がしたが、もうしばらくあれから時間がたつけどそれから進展はないということですか。

事務局 それでは事務局からの、その〇〇委員の今の早咲の〇〇〇〇の件ですが、あそこが以前、今年に入って一度、農用地区域に入っている所なので、いったんうちの農業委員会の方で除外に関してのその意見を議案のというかその他の扱いでい

つものように意見を聞いてですね、農業振興の係の方がその農用区域から除外にする手続きを取らないといけないので、いったん農業委員会として今オーケーですよという形であの当時回答はしています。

今、その振興の方の、たまたま去年度は自分が兼務だったので一緒にやっていたんですが、今年また戻ったので振興の方で今県の方に申請して、県の方でその除外の手続き中で、もうそろそろ修正等で何度かやって、ある程度は進んでいっているの、間もなく県の方からオーケーになれば縦覧とか広告で何か月間の意見を聞くとかそういった手続きがあった上で、またその後文書でやり取りした後にと農用区域から、コンビニエンスストアの今度の至る所の農地が農用区域から除外されて、晴れてやっと今度農用地の転用。いつもの、あそこだったら5条になると思いますけど、5条の転用の申請が今回出てくると。

たまたま今回は農用区域に入ってなかったんで、〇〇〇〇さんが今回取り急ぎ、事前協議も何回か大きい規模で、どんと転用申請が来たので、もう少しすれば早咲の方も、どうしてもその除外の手続きは時間がかかるので、それが終わりましたら、また向こうのコンビニエンスストアの今度第5条での転用の許可申請が出てきますので、もういつときしたら多分出てくると思います。

〇〇委員 僕、勘違いしていました。転用の申請だったと思った。そうか、除外の申請で、まだ除外ができてないのか。

事務局 はい。除外が終わったら今回みたいに第5条で転用の許可申請が出てくる予定です。

議長 こことはまた別な所です。

事務局 今のところ今回のコンビニエンスストアは、どのコンビニエンスストアが入るかというの、まだ正式には決まっていないそうです。

〇〇委員 もう図面ができてから、コンビニによったら内装から色々全然違ってくると思うからそのコンビニ独特の建物ができると思って、この図面ができてからもうどこが入るか大体決まっていなくてこの図面ができないから、そのへんが何か分からない。

事務局 まず〇〇〇〇さん、このドラッグストアの店舗ができます。大屋さんが経営するドラッグストアができます。ついでにコンビニエンスストアもやりましょうと、お客さんの集客力を、もう両方造って上げましょうという狙いみたいなので、〇〇〇

○さんの方がコンビニエンスストアさんの方で、まだ正式じゃないですけどあまり口外もできない部分もあり、まだどのコンビニエンスストアさんのその正式な契約とかできてないので、そこは公には言えない部分があるということです。

○○委員 大体は決まってないと進めないよね。

事務局 その店舗の中の配置が通常の図面と少し変わりますが、今急ピッチで申請の手続き取っているので、中身の配列とかというのは今までのほかの店舗のコンビニエンスストアの配置なんかを参考にして、どうも申請されているみたいで、図面はもう出来上がっているみたいな形ですけど、若干また変更があるかもしれないです。

議 長 ○○さん、いいですかね。

○○委員 はい。

議 長 ほかに何か。

○○委員 この駅前の方からの進入路は、角はこれ、埋め立てしているところ？この1カ所ある、水路と道路とのところへ、角のところ。

事務局 すみません、○○さん、どれを見た方が早いでしょうか。

○○委員 6の番号は分からないけど、多分駅の方からの進入路って言っていた。西に四角いあれば、これ田んぼ？

事務局 6ページを見ていただいて、恐らく○○さんがおっしゃっているのが、谷建材さんという所があって、そちらを道路挟んだ今回転用する所の角っこの正方形のところやと思うのですが、多分そこですね。

○○委員 それ、田んぼですか。

事務局 そこはですね、確か、雑種地だったと思います。最後の19ページの現況の写真を見ていただいたら、一番遠い所になるので分かりにくいかもしれませんが、先ほどの住宅地図で見た谷建材さんの店舗が向こう側に家の建物が見えて、赤の点線の真ん中あたりで、一番もう遠くなので、赤い横の点線の所に際の所に樹木が立っている、周りを囲っている、○○委員さんが言ったその周辺が、四角のその

雑種地みたいに空き地になっている所の周りに木が今植わっているので、そこは今回の転用にするとところには入ってないです。

〇〇委員 そしたら、用水の関係でと思って、もし田んぼの場合やったらどうなるかなと思って、それ以外やったら、雑種地やったらよそも関係ないね。

事務局 もっと詳しい図面が、字が小さいですが、7ページを見ていただきましたら、図面を横にして、公図の連続図になりますが、7ページを横にさせていただいて、〇〇さんがおっしゃられた所がやや右の下の方で、地番が1950-1と書いておまして、その下に一応畑623㎡とは書いていますが、雑種地というよりも一部野菜か何かを作られてはありましたけど、そんなにも全体的に畑で、もう立派なものが作っているわけでもなく、もう一部、家庭菜園的な畑なので、雑種地に見える部分もあれば、周りも木に囲まれたような所の部分の農地は今回の転用には入ってないです。

〇〇委員 この全体を埋め立てたときに、これが田んぼでしたら用水が、これ引っ掛かるかなと思ひまして。

事務局 あと、今、〇〇さんが言っていました谷建材さんの道路を挟んだ対面の角っこもそうですが、反対に入野駅のロータリーの対面、東側の角っこで、こちらもいわゆる建物が角っこにちょうどあって、〇〇〇〇ですか、あそこも当然転用も入っていません。今回、両方角っこは入ってないです。

〇〇委員 あそこ、病院の駐車場みたいにしてるところがあるよね。下の段にその下の、そのもう一つ向こうに田んぼみたいなものがずっとあって、そこら辺りがもう転用でしょう。入野駅の方から入ってくる場所は、今は田んぼよね。

事務局 そうです。

〇〇委員 今、この計画にあるのは、この新しい道が通っている。そこのところからこう入るようになります。

事務局 今、クリニックさんから西に向いて四万十市方面へ行くと、農道みたいな道が、ほんとは赤線ですが、それが西に向いてずっと1本通っていて、幅員が1mぐらいか1m50ぐらいしかなく、その道路よりバイパス側はほぼ土が、今盛られてかさ上げされて、それこそ〇〇さんの所なんか去年、形状変更で土を入れており、そこから入野駅の右側の方が今低いままなので、そこが今度かさ上げして、会長がおっしゃっ

たように駐車場の所もかさ上げになって、結局、入野駅の北側にある町道からそのまま入れるように細工をするそうです。

〇〇委員 商工会の、こちら側の北をずっと埋めて、そして、入野駅の駐車場のところに吉尾建築さんの建屋があったところ、あそこの辺りから入るようになると、これを見る限りそう思います。

事務局 図面で見ると、今、入野駅の出入り口をもうバイパスに向けて出入り口を大きく造る予定なので、もうほぼ正面のところです。

伊芸委員 この埋め立てたときに先に言っていたこの隅は、雑種地みたいなところは、そこも同じレベルになるようなら、そこがもし埋め立てて道路より低くなっていうのがあったら多分同意はないと思うけど、ちょうどこの埋め立ての高さ、道路と高さが一緒やったら全然文句はないでしょうね。

議長 これは県の許可が要りますので、先ほど事務局が言っていた県の方からも常設審議委員会の調査員が来られ、県でもまた審議をするようなことを言っていました。ここで承認しても、面積的にいろいろまた県の許可が要るということです。

事務局 今、会長が言われたように今回3反、3,000㎡を超える農地転用は、いつもの転用でオーケーになって意見書を付けて県に直接送って県が最終的に許可しますが、今回は3反以上6反少しあり、農地以外でも一部雑種地が今回入っているので、約7反近いです。もう全体で、規模が大きいので、いったん県に転用いくまでに今月の終わりに自分の方が高知のJAビルに行きまして、こういった店舗、大規模のそっちの方もかかりますし都計の開発許可もかかるので、いったんその店舗ができますということで説明に行ってきます。

その後をやっと、その意見を諮って意見をもらって、いつもの県の方に正式な転用の申請になるので時間はかかりますが、規模があまりにも大きいので。なかなか黒潮の方でもこんなに大きいというのはあまりないので数年に1回、近くでいくと〇〇〇〇さん。ただ、あそこの面積は、今回ほどは大きくはないですけど、〇〇〇〇さんとか。あとは、〇〇〇〇さんも、あそこ農地だったのか、あの辺りもそこまで面積がないですけど多少転用になってたりとかしていますので、数年に1回、それとまた今からバイパスなんかもできているので、今後またこういった転用で大きいのが出てくる可能性もあるかもしれません。

議長 あそこ周辺の家から合意は取れているのですか。

事務局 近隣の方はもちろんその店舗ができるので当然、その駐車場とか車とかが止まったりしますので、そういった合意も取ってきています。

議長 ということですが、何かほかに。

〇〇委員 意見というより心配事というか。黒潮町に、これだけの人家の中に〇〇〇〇があり何があるのなかで、またそんな大きいのができたら小さな店は、ほんまに死活状態になるのではないかとそんな心配はないでしょうかね。

事務局 私も農業委員会の事務局としての立場で言うと、今回のその計画が、そのコンビニエンスストア併設のドラッグストアを計画したのが元々の発端が、〇〇〇〇さん。唯一のスーパーがなくなったことで、いわゆる高齢者の方々が四万十市の方まで行かないとなかなか、食べる物とかも買うといってももう限られたところかないというところもあってですね。〇〇〇〇、今回の計画に当たったということをも自分も向こうの会社の方から説明は聞いています。

うちもそうですし、あと〇〇〇〇、そういった方向で今回はなっているので、〇〇委員が言うように小さな店舗さんのこともまあいろいろあるかもしれませんが、今回の進出に関してはそういった感じで、いわゆる〇〇〇〇をカバーするみたいな形での話だったみたいです。

議長 逆の言い方をすると、こっちにないので、どうしても四万十市の方に流れる客を黒潮町へ食い止めるという見方もあるわけで、どっちがええとはなかなかここでは、結論はできませんが、小売店にしたら、多少なりとも影響はあると思いますね。

この件について許可するかしないかの問題ですが、黒潮町として許可できるかできないかの意見だけですので、これで打ち切って承認の許可をいただきたいと思えます。

(異議なしの声あり)

それでは、第5条許可申請の1番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

5条許可申請の1番につきまして、ここでは承認されました。

続きまして、5条許可申請の2番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは引き続き、1 ページをご覧ください。議案第 1 号の第 5 条の 2 件目を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。および、〇〇〇〇さん。

譲受人、〇〇〇〇。

申請地につきましては、黒潮町入野字平成 7164 番、畑 1,601 m²。同じく、字平成 7166 番、畑 131 m² 同じく、字平成 7167 番、畑 2,283 m²のうち 1,379 m²。

理由としましては、既存のハウスの上へ太陽光発電施設を設置し、発電事業を行うためとなっております。

資料は 20 ページ以降をご覧ください。

20 ページ、いつもの航空写真での位置図となっております。場所は国営の早咲の平成団地になります。

場所が、旧国道からすると、早咲から奥に入っていった山の上の所になります。

21 ページが住宅地図ですけれども、国営の平成団地は住宅がありませんので、住宅地図もほぼ外れたような少し見にくい所になりますが、一応そういった団地の所の 3 つの筆になります。

横の 22 ページをご覧ください。大体こんな区画かなというところで 3 筆がございます。既存のハウスが今、千両を育てているハウスが大きく 2 つあります。そのハウスの上へ今回、太陽光の発電の施設を造る予定となっております。

23 ページが公図、24 ページが今回の太陽光の設置のパネル、あとその台の図面になっております。小さくて字が見えにくいかもしれません。

引き続き 25 ページも、同じ図面です。こちらの方がもっとパネルを配置した形で、いわゆるモジュールとかパワーコンディショナーの配置図になっております。

26 ページ、27 ページ、28 ページにつきましては、今回の太陽光の電池の架かる塔となっております。

最後に 29 ページですけれども、現況の写真がこちらの方になりまして、円形で撮らせてもらっております、この赤枠に入っているハウスです。

ほぼ赤枠の中に入っているハウスが手前側のハウスになりまして、まだ向こう側にもう一つ大きなハウスがございます。その上に今回、パネルを設置する予定になっております。

土地の利用計画につきましては、造成工事は既存の場所の上に造るために工事の予定はありません。

農用地区域は、いつも農用地区域についてはこちらの国営になるので、当然農用地区域内にはなっております。

あと排水計画につきましては、雨水については敷地内に自然浸透にさせる予定となっております。

資金計画の方ですが、〇〇〇〇予定となっております。

あと同意の方につきましては、隣接の方は同意の対象になる農地がありませんので、同意の該当がありません。

農地区分の方につきましては、国営農地の農用地域内に入っていますので第1種農地ですが、今回は農地の上に太陽光のパネルをやって営農型。特殊で減多になりません。営農しながら農地の上にパネルを設置しての事業になり、通常の転用だと第1種農地では転用は許可されないの、下で千両を作りながらパネルを設置して電力で事業を行うということで、減多になりませんが、今回そういった形での転用の申請をする予定となっております。

今回の申請者の〇〇〇〇さんの方も、昨年度から動いていまして、自分の方は今回、申請するに当たってお話をいただいて、どうも去年ぐらいから県の方に行って、こういった営農型の転用をして営農をしたいという相談・協議を進めてきていたみたいで、今回やっと話が進んで転用の方も手続きになったということです。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。何か補足説明。

〇〇委員 一応千両を作るということで、遮光ネットを転用して光を入らないようにやって作っているところなので、太陽光で光を遮って千両を作るという方法を使って、千両の安い金額を補助金に充てたいということでした。

議長 今、〇〇さんの方よりも下で千両を作ってということでございますが。この件につきまして、何か質疑・質問等ある方。

〇〇委員 ソーラーパネルの下に千両を栽培するというのが、果たしてできるのかなど。実際に、今、倉庫があつて、倉庫の西側も太陽光発電を相当広くやっているけど下には作ってないと思いますよ、何にも。作るって言いながら、作ってない。どうかなあと思う。

事務局 〇〇〇〇に一応話はさせてもらって、太陽光と太陽光のパネルの間に少しすき間を作って、そこから光を木漏れ日で、それで十分いけるそうです。

〇〇委員 でも、あれですき間ありますか。このパネルくっ付いているようですが。

議長 それが、現物を見てみないことには分からないですね。

〇〇委員 全てくっ付いているように見えるのと、こんな風にして千両が栽培できるのかなあと思ひまして。

事務局 事務局からすると、千両の栽培については先ほども〇〇委員が言っていたように、昔から自分もハウス、今やられてないその事務所の横とかも昔はやっていたので知っていて、やはり遮光ネットをして大体日陰の状態にした上で千両とか作られていますし、こういった営農型の転用。いわゆる下で作物を育てて上で太陽パネルを設置する分につきましては、千両の栽培は出来ると聞いています。

あと、近隣の市町村でも事例があんまりなくて、知っているのが土佐清水でパネルの下で、サカキだったかな。サカキとかもやられている事例もあります。

基本的にやはり日陰で育つもので、四万十町ではもっと農作物に近い、キノコだったか、何かそういった形で、営農の形で運用されているということで、日陰で育つものでしたら出来るということです。基本的に千両は出来ないということではないみたいです。

〇〇委員 29 ページのハウスの写真は、見た感じ AP ハウスみたいですが、強度的に大丈夫でしょうか。その下で栽培するならある程度強度がないと。それと、何年も持たさないといけない、10 年や 20 年、強度がないといけないと思う。AP ハウスでその強度がありますか。

事務局 事務局の方からですね、申請に来ている分につきましては、今既存のこの AP と思われるハウスの上にパネルを設置して、その AP ハウスの中に、いわゆる太陽光をやるときに台車というか柱ですね。あちらも付けて、その上にパネルを設置する形になるので、柱の方も結構な数で設置する予定になっています。パネルを乗せるについては強度的には大丈夫ということです。

議長 このアーチの上に直接乗せるのかなあとと思います。

〇〇委員 柱をハウスの中へ何百本というように立っていないといけないと思いますが、一つのパネルに一つの柱が立つというような。その中で、栽培とかそういう作業が出来るものでしょうか。ハウスでしたら広いからそれは栽培できるかも知れませんが、それへ柱を全部立てていくとなると。

事務局 申請に来ている分で柱については直径 15cm で、柱の本数は予定として 234 本立てるそうです。

それで、その柱の上にパネルを、いわゆる AP ハウスを直接パイプの上にはアーチになっていますので乗せることが出来ない。やはり先ほど会長が言ったようにまた横に柱をやって、その上に設置するような形になると思われれます。

〇〇委員 その柱をやっていくということは、分かったが、それだけの柱を何本も立てて
いって、中でそういう栽培ができるものか。そのへんを心配して、何本も柱ばかり
立てて機械が通らないということにはならないのか。

事務局 今回のその営農型の転用で申請が今回来て、また、今度営農するに当たって県
の方と話をする中で、今回パネルを設置する発電事業の転用の中に基本的に短期のそ
の事業での転用ということで3年間。でも、3年間設置して3年間で終わるとい
うわけではなくて、暗記型の3年間で、その間に経営。下の千両の営農のその収
支とか、そういったものを年間これだけ育てて売って、みたいなデータのなもの
も当然出して、また県の方等に恐らく報告しないといけないと思われま
す。まずは3年間のその短期でやって、引き続き、よほど作物が育たないとか
厳しくならない限りは、また3年間になるのか継続していくような形になりま
す。

営農型の今回の転用につきましては、やはりその下の作物の状況、売り上げとか、
そういったものの判断が、また県を通じてどういった状況でやっていけるかとい
うふうな縛りがまた出てくるので転用とはまた別個になり、下の営農状況の報
告も収支とかも当然話を今、県ともしているそうです。

〇〇委員 この太陽光は県が許可するがでしょう。設置は、県の許可が要る。そ
ちらはこの農地の関係で、設置は県が許可するのでしょうか。

そしたら県は、今のとは違い、この太陽光で作っている、後の処分はどうい
うふうに県は、何か取っているのですか。

〇〇委員 県が、処分するのではないからね。

〇〇委員 それについては、何かあったときには処分しないといけない。これ
恐らくかなり有害物質になると思います。県は、造りなさいと言うだけでしょ
うか。

議長 いや、造りなさいとは言いません。

この場合は営農型ということで、許可するということになると思う。他目でもあ
ったが、常設審議委員会で前に掛かったのは、サカキを太陽光の下で栽培する
ということでやりましたが、もう見るも無残なような、売り物にはならんよう
な状態みたいでした。

ほんとは売電目的で、名目上サカキを鉢で作りますと言って作ったが、最初
の1年か2年間はあんまりできが良なくて、県ももう1年様子見ていたが、そ
こは不許可というようなことで常設審議委員会にも掛かったらしいです。

そういう経過もあり、今回その千両があまりにもできが悪かったら恐らく取り消されると思います。3年間の猶予を見て。そこらあたりはもう県の判断ですので、ここではなかなか判断はできんということです。

〇〇委員 県の判断はええけど、私の聞きようことと飛び越えているわけよ。この太陽光のパネルを将来的にはどういうふうになるのか。

議 長 それはなかなか。

〇〇委員 県の考えをそれも聞いておかないと太陽光が、出てきたから許可しますだけではこれ、最後にはえらいことになると思う。

議 長 そこらあたりは県に聞いてみないとなかなか分かりにくいことやね。
廃棄処分については、その設置業者、設置した者が処分しないといけないようになると思う。そこらあたりまでは、農業委員会としては言えない。

〇〇委員 一応、その先のこと考えて、それをどういうふうに処分していくのかということらも知っておきたい。

議 長 そうですが、そこまでなかなか自分達が立ち入って、許可します、許可しませんということはできない。

〇〇委員 事務局に、県はどういうふうに許可を下ろして、その最終的なことも聞いてほしいです。

〇〇委員 問題は、これに入っている水銀で、これをどこにでも捨てるわけにはいけないから困っている。

議 長 事務局の方から何か。

事務局 事務局として、要は今回の農地の上にパネルがありますけど、極端な話をしたら家の上にパネルを設置している家の方も、結局は一緒やと思います。ですので、処分は誰がするかというたらその事業者。家でしたらその世主さんが処分を当然しないといけないし、今回の場合だったら今回の転用の申請をされている〇〇〇〇さんが処分をしないといけないし、これはもう国策と言ったらおかしいですけど、やはり限られたエネルギー源の資源なので太陽光と言っていますが、太陽光も単層的に

もうほぼ上限、天井いっぱいぐらいになってきて、これからも需要が伸びるかといったら厳しいかなという話は聞いています。これだけ住宅の方から、いろんな農地からもいろんな太陽光の施設なんかもありますけど、さっき〇〇委員が言った中に水銀とかあるので、やはりそれも適切に処分もしないといけない部分もあります。

〇〇委員 実際、その太陽光は、僕ら知っていたときは18年ぐらいか。今は全然単価が違う。今は半値やね。

事務局 実際、事務局が話を申請者の方と県とのやりとりの話を聞くに当たっては、先ほど会長が言ったように出来が悪ければ中止とか不許可とか、そういった手続きにもなりますし、今後のその収支についても、今回は下で千両を育てますけど、県の出先機関の幡多農業振興センターの担当等で、今回こういった転用を営農形でやりたいということで下の作物の状況とか、そういった形の競技みたいなのは当然今もしているようなので、今後、うちの転用の担当の方がどういった判断であるかというのが、またこれからうちの方が意見書に付けて転用の書類を出した後に、また追加でいつものように足りない書類とかがあったら出してくださいとか、県の出先の幡多農業振興センターの方に問い合わせとかする予定です。事務局としては今の段階ではそこまでしか説明はできません。

議長 何かこの件について、ありませんか。

〇〇委員 この図面を見て、この山の上のハウスは、かなり年数が古いと思いますが、この間、農地パトロールで全員が通ったところのハウスは、右側にレモンが植わって新しいハウスに変わっていますよね。

事務局 〇〇〇〇さんのところですか。

〇〇委員 はい。工場のところのレモンですが、これだけ間をあけて、大丈夫だろうかというのが道の端にあり、これは昔のハウスで、ほとんど見えないとか、こう行っていて左側は倉庫が見えて、倉庫の上です。確かに千両は、遮光率が確か60%のはずで、遮光ネットが要って、遮光ネットも遮光率が100%でしたら絶対、何にもできないはずで、60%だから、先に〇〇委員が言っていたように間をあけても、それは作れるかもしれないが、後にまたこの新しいレモンを植えているところもものすごい高さになっているから、そこにまた太陽光を入れるとかいう計画が、県の方にもあるかも、恐らくこれ以降にずっとそういう農地もいろいろ探してきていて、馬地のところも太陽光の目的で、今度出てくる予定の太陽光、パイ

オの農地とか、営農型ハウスって言いながらそういう計画があるかもしれない。
そこにもう太陽光を据えて下には何も植えてないというところもあるよね。

事務局 あったら駄目ですね。

〇〇委員 確認してみてくださいらいいのに。

〇〇委員 そういうことも確認しておかないと。これ、やって全然植わってないのであれば、認可取り消さないといけない。3年後やったら3年後に確実に、そういう約束の契約を取っておかないといけない。

事務局 先ほどもおっしゃるように、農業委員会のスタンスとしたら、何も発電事業が主でやるのでしたら、通常の縛りのないような農用地でやる事が一番です。今回はもう転用ができない所に営農型でしたいということできていて、行政書士さんも説明していますが、その〇〇〇〇さんが今後その3年間の短いスパンで千両を順調にやっていけるかどうか。

また、先ほども言ったように県の幡多農業振興センターの方とも協議して、あと高知県内の状況とか見ながら、毎年、その栽培状況とか果たして順調にいくのかというところの報告とかもあり、農業委員会としては、今回の営農型の転用については、基本的には転用はできませんというはできないので、その代わりハードルが高くなります。営農もしながら上のパネルでの施設もあり、やっぱり営農で農地として、営農してもらわないといけないので、そういった目でやはりちゃんと経営して、今後もし許可が下りれば、できているかどうかということもやはりその収支とかも見ていかないといけない部分があり、そこは毎年その農業委員会の方に、例えば今倉さんの所もそうですけど法人さんの年間の収支の報告をしないとけない報告書があり、そういったところも見ながら、やはり今後も判断していかないとけないところかなと思います。

今の段階では、果たして大丈夫なのか駄目なのかということところは、こちらでは何とも判断できません。

あとは、転用の方については県の最終的な権限者の転用の方の回答待ちと、経営状況の今度は、栽培する方の県の方の農業センター側の方での判断で、両方の方でやはり今後うまくいくかどうかは見守らないといけないかなと思います。

〇〇委員 この間の新聞で、四国電力はもう太陽光発電はもう満杯でもう買い入れないと出ていましたよね。電力の社長から、何で出るかなと思うて、買わないっていうのに何で太陽光発電をするのかという疑問点もあり、どちらにしても自分たちが

いけないと言っても、県の方になったら。だけどやはり農地パトロールを毎年しながらでも、実際その植えている千両を見ながら、これは駄目とかいうのは、振興センターとかにも言っていないと振興センター自体もどれくらいがよいか、どれくらいが悪いかという判断が全然分からないから、農家によって、千両の所得が1,000万取る人と200万取る人といっても、もう全然分からない。

議長 その基準が、我々では判断できないので、県の判断で、どこまでが経営上成り立っていくのかは、県の判断にしていけないといけない。

3年という縛りがあり、そのうち経営できにくいということになってくると、その県の判断で止めるという権利は県が持って、そこしかもうない。自分らがもう、これはいけませんよ、いいですよ、というようなことはなかなか言いにくいと思う。

県が、その営農型で許可している限りは、不許可というわけにもいかないと思う。

〇〇委員 そこらあたりがどこまで県で、経営が、法人化なのか。そこだけなのか。そして、こっちのビニールの方でも黒字やったら、ここは千両で赤字でも黒字経営と見る。

事務局 そこで結局、その除去、広告というのは、いわゆる純粋な千両の部分だけですね。判断できません。

議長 そうよ。ここの面積の分についての収支になら、ほかのどこから持ってきて収支を合わすというわけにはいけないと思う。

〇〇委員 そこらへんを県の方にも言っておかないと、全部のプールでやったら、それは黒字経営ですよ。

事務局 そのあたりも県もやはりハードルが高いというか、今回の営農型というのはまれにしかないので、やはりそういった目線で協議もしながら見て、先ほども言ったように、もう売電事業も頭打ちぐらいになってきよるのに、まだ太陽光のパネルを設置してやる事業というのは今後見込めるのか。また、その下で営農もできるのかということもある。そのあたりがあるので、今後うちとしても結局転用の方でも持っていても、その転用の担当の県の方もどう判断するかです。結局、転用の許可を出すのが県なので、その下の営農が確かできるのかどうかというのが、またその転用の担当課の方からいわゆる営農の方の県の方へ問い合わせは必ずするので、必要な書類なんかは、あれ出してくださいこれ出してください必ずあるので、農業委員会としては、そこは県の判断待ちにして、今後もし許可が出れば状況を見ていけないといけないと思います。

以上です。

議 長 この転用、営農型に、自分が知っている限りでは 2 カ所、四万十町と南国市。先に言った南国市はサカキ、四万十町はサトイモか何かで、植えるということで、県の方も認めているけど、それも期間を 3 年なり何年なりで区切って、それで駄目でしたら不許可というようなことで期限を切っている。で、今回もそのセンリョウが 3 年間の期間の中でどれだけのものができるか。それを見て、駄目やったら不許可ということになると思います。

〇〇委員 いや、県なりうちの農家なりで見て、挙げていかないと、そういうことをしていかないと、これでは営農型といっても営農になってないという事を言っていないと、そこらあたりも、行政書士なり県の方にも挙げていかないといけないと思います。ただやりっ放しというわけにはいかないとします。

事務局 今回は黒潮町が、恐らく初めての事例になり、今後は許可が出れば見ていかないといけない部分はあると思います。

議 長 ということで、いいですか。もう承認を受けたいと思いますが。5 条許可申請の 2 番につきまして承認をされます方、挙手お願いします。不許可ということでいいですか。

事務局 もしうちで不許可になれば、その不許可になった理由の説明を構えないといけなくなるので、ただそこは今までのと、また一緒にするわけにもいかないので、事務局としては、いったんここはもう前向きに見ていただいて、今後うちの意見書も付けた上で県の転用の方と、または営農の方の県の方でも十分協議をしてもらった上で最終的に許可をもらう方向でいきたいなどは、事務局は思っています。

議 長 農業委員会よりか県の判断で許可、不許可もらう方が、この町の農業委員会としての責任というよりかは県の方の責任にしてもらった方が良いと思います。一応ここでは許可をしておいて、県に挙げるということにして頂いたらと思います。

〇〇委員 いや、僕は、それは反対です。今、全員挙げていません。農業委員会としては許可しないという意見、全員一致でまとまったと。これを出した方がいいと思います。

事務局 ただですね、この案件だけはいわゆる〇〇さんがおっしゃる許可権限が。

〇〇委員 町の農業委員会としては、こうでしたと言うのを県に挙げて、県がまた認めたらそれは仕方がない。向こうに権限があるので。

事務局 結局ですね、最終というか、その許可、不許可の決裁権は県があるので、農業委員会としては許可する、許可しないという判断の権限がないので、どうしてもそのあたりがもうできないという事でしたらもう意見書をそれで出すしかありません。それなりにうちとしてはもう、先ほどおっしゃったようにちゃんとした理由を構えないと、また申請者なり行政書士さんの方に説明していかなくてははいけません。

〇〇委員 もし良かったら、次回の運営会にその農業振興課で、県の言った普及所へどれだけやったら間違いないか、そんな判断を自分達も聞きたい。

事務局 事務局としては、いったんこの案件についてはもう県の判断でしてもらおうと。

ただ、今まで説明はしていたので、その今伊芸さんがおっしゃる経営のどういったもの、売り上げとか。そういった協議の方の書類は今、検討を〇〇〇〇さんとの間で、行政書士さんも入って書類を近々、農業委員会にも当然出してくるので。

農業委員会としてはそれを踏まえた上で、県の方の転用の方にも提出は当然します。その県の判断というのは、それを待ってからではいきませんか。

〇〇委員 実際売り上げが、どれだけあるものか自分たちには分からないというのがある。

議長 その不許可なら不許可なりの理由というものが要るので、県としたら、営農型のあれは良いということになって、その理由が、どうして黒潮町は不許可なのですかという理由が要る。

〇〇委員 私はその営農型の方で作って農業をする方を応援するので、3年なら3年と決めていて、3年で自分達が、パトロールするときに、これはいいな、これは駄目だな、そういうのは、自分達は分かると思うので、見た目でもね。

議長 県の方がこれはいきませんというたら、撤去するかどうか、それは分かりません。

〇〇委員 そういう話し合い。何年、駄目だったら撤去してください。営農ではありませんよということが分かるのでしたら、そこらあたりの話し合いもして、これが順調にいったら、それでもうオーケーで。

〇〇委員 撤去をしなかった時は、強制執行はできるのですか。

事務局 そのあたりの話も、恐らく去年から、この農業委員会の方ではまだ今回が出てきた案件なので、どうも去年ぐらいから話を本課の方で転用の担当らと話して、どこまでの話を詰めているか、その営農型の転用でハードルがやはり通常の転用よりも許可になることが難しく、その3年間、短いスパンで営農の収支とかも見ないといけないという部分もあり、そのあたりの話は当然しているはずなので、もう何度か言うように、農業委員会と黒潮町としたらいったん、権限がないので、意見は付けて県の方で判断を任せてみて、県の方が、今までのその打ち合わせなんかの話もあった上でいろいろと、先ほども言ったようにこういったものの書類が要るとか、売りに関してのノウハウなんかも、やはり同じ県の出先機関とか、また本課の方とも協議は当然するはずなので、そこらあたりでやはり判断を見守りたいかなとは思いますが。でないと、反対する理由がないのに、不許可の権限もないのに駄目ですということは、市町村の農業委員会にはないので、実際もう、オーケーになった後でのその営農状況をどうのこうのということの判断は客観的に見ることはできるかもしれませんが、今の段階ではうちとしてはよほどの理由がない限りはできないのかなと思います。

〇〇委員 それを県に自分らはもうよう判断できない。県にもう全部任せますと、県の責任でやってくださいということは言えるでしょう。

自分たちは、これ実際、どんな営農するのか、自分たちには分からない。農業委員会としては、県にもう全部任せますと、県の責任でやって下さいで、はっきり言ったら農業委員会はよう判断できない。

〇〇委員 この問題は、元はトップダウンで上から下りてきて、去年から県の方で話を詰めてきたものを、その結果を判断して下さいという事で、町へ下りてきて、結局、その3年間の収支を見てみて、赤字やったらどうするのか、撤去するのか、そのままそこで発電を続けるのか、そこらあたりをちゃんとしてもらわないと、今言っているように3年間結果を見て赤字やったら、これからどうしますかというものが、全然ないよね。

事務局 何度も言いますが営農型の今回のような転用のタイプは、国の指針とかの中でもやはり太陽光を併設しながら営農するので、毎年その収支状況とか見て、そのあたりもやはり県の方も3年間なら3年間の状況を見て。毎年は報告が当然あるので、やはりそこではその年の状況とか見ながら、良かったら良いですが、悪かったらやはりそれは改善しないとイケない部分になって、結局3年間たつて見たときに駄目だったら、そこは県の方がもうやめないとイケない。それなりにちゃんと話は

あると思います。すぐ撤去になるのかどうかというのはそのときでないと分かりません。

〇〇委員 国税でやった農地に太陽光はできないのでしょうか。それを、結局ハウスの上へ向いてやるから名目上はやらせてくださいよと。それがもし、収支が合わなかったら千両やめますよというたら太陽光だけ残るようになるよね。それが、いけないとみんなが心配しているところです。

〇〇委員 そのあたりは、やはりその太陽光をのけてもらうような形でないといけないと思います。そういう指導をしてもらわないといけない。

事務局 今回の営農の転用だけでなく、通常のいわゆる転用で、家を建てたり先ほどのドラッグストアとかもあります。今回たまたま営農なので収支とかも見ないといけない、転用の許可申請をして許可を得て、それが何年経っても家を建てないようでしたら、県も取り消すという形の権限はあり、なかなかそういった事例があまりなくやはりその転用から許可申請を出すといったら計画が出て許可あり次第、基本的に1年以内にその家を建てたりとしないといけない。そういった取り消しをしたという案件はないですが、以前、去年とか県の担当に聞いたら、もしそんな案件が出てきたらどうするか、県の方がそういった権限で調達というか県の方が動きますということを県の担当の方はおっしゃっていましたが、めったにないというかまず基本的にないです。5年たっても10年たっても何も無いということが。

〇〇委員 それと、やはり〇〇さん自体ものすごいハウスを持って、今年、自分達が認可して、来年またこっちのハウスもしますってなった時に反対できなくなるよね。一度許可して、これでレモンを植えて、それは3年、4年しないと収穫がないから、どこに収支は出るのか、そうした場合に、自分達は全然反対できない。それで今度、太陽光をそこへどうするかいうのを県がきちんと農業委員も説明しないと、これでいけないのでしたら確実に撤去させます。それが、前の倉庫自体が、関係ないところへ倉庫を建てて、これは撤去しますと言って県が言いながら撤去をいまだにしてない、10何年たつけど。県がそれほど言うのなら、その倉庫も撤去してほしい。そしたら自分達も賛成します。

〇〇委員 今まで、約束を守ってない。

〇〇委員 県の方もそこらあたりの話はしていると思う。

事務局 当然、本人も言って話している。

〇〇委員 本人が行って話しているはずなので、そのときに 3 年間の収支は見させてもらいますよと言う。

〇〇委員 この話。これ一応保留みたいにして、次の会にでも県の職員を呼んで説明したらどうです。

〇〇委員 これはもう、暫時報告をしないといけない。

事務局 正直なところ、うちの転用の方は、要は不備があれば当然書類とかも追加があり、申請者も当然早めにもう申請したい。去年からというか話をもう本課としてしているので、転用の方の許可の方と、経営する営農の方は今協議中なので、そちらの書類を、行政書士さんも暫時またうちの方に出してきて転用の方に出しますというので、それを見てから、転用の方がオーケーになるのか、それで判断してもらおうとは事務局は思います。

〇〇委員 その千両が駄目な場合には農地に戻してくれますかと、そういう条件を付けないといけないと思います。

事務局 農地が結局、国営農地の第 1 種農地なので通常の転用はできない所で、駄目でしたらそこはもう県の方がストップということになる。

〇〇委員 県の方で決めたことをこれで認可しなさいっていうて、どういう取り組みで約束事があるのか農業委員会は分からないまま手を挙げて、他から突っ込まれたときに農業委員会として、どう説明したら良いのか。

〇〇委員 黒潮町の農業委員会としては、千両が栽培できなくなった時に太陽光だけ残されるのではないのか、心配な部分ということで、意見を付けて出した方が良いと思う。

伊芸委員 その条件は付けておかないといけない。

事務局 その許可が、今後順調にいつ県の方で許可になって、現場の方が設置になったことも含めた上でやっぱりそういった条件・意見を付けることは当然できます。その後に意見を出して、後は県の方がどう判断するかです。

〇〇委員 県の方でどういう策になっているかということを見極めて、営農型に本当になっているかどうか。ただ売電だけの目的なのか。そこの調査も県の方でして頂きたいと思います。

〇〇委員 農地パトロール全員がしているなか、そのときに県が農業委員も見てくださいというふうに来ないといけない。

〇〇委員 そうだと思います。こういう状態ですということは、県に挙げていかないといけない。

事務局 いったんその意見書出して、またそちらの方が現場を見に来るなり、どこまでするかというのは今後のことになります。ひょっとするとまた、言っていたように出先の方へ来て、現場へ来て、打ち合わせしたりするかもしれません。今のところは協議中で話は進めている形で、果たして県の転用の方もスムーズにオーケーという許可が出るかどうかという話はこれからしていくので、まだ分らないです。

〇〇委員 先ほど〇〇さんが言ったような条件でないと許可はできませんという、現時点でも黒潮町の農業委員会としては、そういう条件をクリアしないと許可しませんよと。

〇〇委員 それなら、もしいけなかったら黒潮町全部で、ハウス農家の方たちがどうするか。そしたら売電だけで済ますって言ったら。

議 長 売電では、絶対やっていけない。

〇〇委員 やっていけないが、それ全部、言われてきたら認可しないといけない。

〇〇委員 やはり国営で、その拓いたところを使うということがネックになっている。

議 長 そういうことで条件を出して、県にどういう判断をするか。県の判断でいうことにしないといけないと思います。そういうことでいいですか。事務局の方で承認をもらうということで、そういう条件で承認をしますということで、承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。挙手多数です。挙手多数で、このことは承認されました。

それじゃあ議案第2号に移りたいと思います。議案第2号、非農地証明願、4件出ております。

1 番より事務局、説明をお願いします。

事務局 それは議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、非農地証明が今回 4 件出てきております。

まず 1 件目。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地が、黒潮町出口字土橋 752 番 1、畑 28 m²。

理由としましては、もう 20 年以上前から耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料 30 ページ以降をご覧ください。

場所は、航空写真で見いただきますと、真ん中よりやや右側にある丸三建設さんの事務所がございます。その交差点から古津賀方面への県道沿いがございます。

住宅地図の方と、続きまして 32 ページは航空写真の拡大の写真になっております。本当の県道の歩道側の角の部分になっております。

33 ページが公図で、34 ページ、最後になりますけれども、こちらが現況の写真となっております。見ていただいたとおり、県道の歩道の山手側の一角になります。面積も 28 m²ですので、そんなに大きくはございません。

農用地区域については、こちらは入っておりません。利用権の設定もありませんので、事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がありました。

担当委員の方で何か。

福井委員 ここは事務局が言ったように 28 m²。非常に面積的は小さいです。

で、僕はいつもここで手前へ車止めて、この左の方に家がありまして、以前はそこへ面接に行ったことがあります。

それだけ本当に小さいところで、物も作れないという事で、現状を打開して何かするという事は非常に難しいというふうに考えます。

以上です。

議長 今、担当委員の方からも説明がありました。

私もこの本人にはなかなか、いの町ですので会えていません。土地をどこだろうかと思って探していたところ、丸三建設の産廃の処理場の出口寄りのところで道の端でした。元々この〇〇〇〇さんという人は、〇〇〇〇で、この道を挟んで、今度出てきた所の右側にかなり広い土地がありまして、多分この道に取られた残り 28 m²がここに残ったというようなことを地元の方に聞きました。農地というよりも雑種地に近い状態です。非農地として良いと自分は判断をしております。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

何かこの件につきまして質問ある方。ないですか。

(質問等なし)

なければ、この非農地証明願の1番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願2番、お願いします。

事務局 それでは資料の2ページ、非農地証明の2番を説明します。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地が、黒潮町上川口字トヲゲノ本212番1、畑302㎡。

理由としましては、20年以上前から耕作しておらず、申請地のうち東側半分は公衆用道路、北側の3分の1は墓地、南側の3分の1は倉庫、残された残地も農業用機械も入る道もなく、隣接地からの浸食もあり、耕作が困難な状況となっているということです。

資料35ページ以降をご覧ください。

場所は、位置図からすると上川口のくろしお鉄道の駅から直ぐガードをくぐって朝鮮国女さんの墓が隣にあり、その手前側の畑になっています。

住宅地図と拡大の37ページを見ていただきましたら場所が大体特定できると思います。為ノ川の林道に入って行くほんとの道沿いの所になります。

次のページが公図で、最後39ページが現況の写真となっております。手前側に倉庫が建っており、小高い原野になったような形の空き地が、あつた奥にお墓が立っております。

こちら農用地区域は入っておりません。利用権設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さん、何かありますか。

〇〇委員 4回目に初めて、昨日の夕方、〇〇〇〇さんに会いました。そのときに〇〇〇〇さんのお気持ちを話していただきましたら、37ページを見てください。

ここに鉄道が走ってしまっていて、細長く農地があり、その農地の上側に朝鮮国女の墓というお墓があります。それも全て含めて300何㎡で、これは寄付すると言われて教育委員会へ寄付をして、この朝鮮国女の墓はもう別にしてもらったという話をしていました。39ページを見ていただいたら分かるようにその家の裏、それから垂

れ下がった木の中、全て墓山というか、山が全てお墓になっているそうです。そこに昔、機械やわらを入れるために小屋を建てたという話をされていました。

このうらの畑が一段高くて、そこをたたくにも上がる道がないので、そのままになっているという状態でした。そのまま刈らずに置いていたらここを通行する方に迷惑が掛かるので、年に2回刈っているということでした。見ていただいたら分かるように、倉庫の上はほんともうしずえになって、これは大変なとこやなっているように思いました。

それと、39ページに道路の真ん中に赤い線があります。そこまでうちの土地でしたが、今回の地籍調査で、これも寄付みたいな感じで、通ってもらえるようにするということが言われていました。この後、皆さんに許可をいただけるようであれば、この農地を小谷さんのお父さんの〇〇〇〇さんとは従兄弟になる方にお墓として分けたいということも言われていましたので、もう全てが墓山となっているので許可をお願いしたいということでした。

以上です。よろしくお願いします。

議長 今、〇〇さんより詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問を受けたいと思います。何かないですか。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

非農地証明願2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

非農地証明願2番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の3番、お願いします。

事務局 それでは資料2ページ、3番目の説明をさせていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町入野字七貫1251番1、畑353㎡。

理由としましては、20年以上前から耕作しておらず、現在の原野となっているということです。

資料は40ページ以降をご覧ください。

航空写真での位置図で、真ん中に、現在、こちらに役場の庁舎がある所のちょうど役場から下りて行って目の前の以前〇〇〇〇さんが、もうお亡くなりになられましたが、牛舎がまだ辛うじて残っている所で、以前、今年の7月か8月の定例会に非農地証明が何件か出てきた所の隣接の土地になります。

次のページの住宅地図と42ページの航空写真で、拡大を見ていただきまして、真ん中に赤枠でくくっているところは、今回の届出地になっており、その左上に現在の

役場から下りていった所の突き当たりの道路の向こう側、海側に牛小屋が残っております。その小高い上の方になります。

43 ページが公図です。

最後の 44 ページが、牛小屋の脇の道を上がって、辛うじて行った所の今回届出地の所がこういった原野、草が多く生えている所になっております。

こちら農用地の区域は入っておりません。利用の権設定も当然ございません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが。担当委員さん、〇〇さんですか。お願いします。

〇〇委員 〇〇さんと一緒に見に行きまして、44 ページの写真見てもらったら分かるように横は墓で、ブロックで囲んでいる所がお墓になっていまして、こっち側も原野になっていまして、もう畑も何もできないような状況でした。

議長 ここに墓があるのですか。農地には何も作っていない。

〇〇委員 作ってないです。

議長 今、〇〇さんから周辺は墓地ということで、もう農地としては作っていないそうですが。

この件につきまして何か意見・質疑、お願いします。

以前にも、ここ出ていたね。

事務局 はい。

議長 何かないですか。

〇〇委員 これは、この小屋は〇〇〇〇さんの牛小屋ですか。

議長 そうです。前に牛飼っていた所です。

〇〇委員 高速、バイパスには掛かってないですか。

〇〇委員 一切掛かっていないです。

議 長 もう農地としてはなかなか認められないということです。
それでは、非農地証明願 3 番につきまして承認を受けたいと思います。
この非農地証明願 3 番につきまして承認をされます方、挙手願います。
挙手全員でございます。
3 番につきまして承認をされました。
続きまして、非農地証明願 4 番、事務局よりお願いします。

事務局 それでは、非農地証明最後、4 番になります。2 ページをご覧ください。
願出人、〇〇〇〇さん。
願出地が、黒潮町入野字宅庵 1585 番、畑 155 m²。
理由としましては、20 年以上前から耕作しておらず、現在は原野、一部公衆用道路になっているということです。
資料が 45 ページ以降をご覧ください。
引き続き、先ほどのそばになります。場所がほとんど変わらないです。この役場のこの道を下りていきまして、今度、佐賀方面左側に曲がった所になり、このバイパス沿いのできたときに切り開かれた、元々非農地で、畑としてなかった所に今回、バイパスの工事現場の資材置き場なんかのために切り開かれた、空き地みたいなのが南側にありまして、そこの一角になります。
航空写真はもう古いものでピンとこない方もいらっしゃるかと思いますが、場所の最後の 49 ページを見ていただいた方が分かりやすいかと思いますが、場所のこの駐車場、一番海側の方まで行くと真下に見える所がそうです。写真の点線でくくっている部分は今回の願出地で、右側に、先ほど言っていた右側に牛舎が辛うじて残っているところがあります。元々ここは山の中で非農地みたいな状況のような、もう原野みたいになっているところを今回のバイパスで切り開かれたために、工事用の道路とか作業の重機なんかを置かれた資材置き場の一部として切り開かれた部分もありますけれども、元々、〇〇〇〇さんの牛小屋に行く昔の旧国道から、さら地の細い道にも取られた道の上にもり面の原野があります。今回、そこが非農地証明をしていきたいということです。
資材置き場の方ももう切り開かれて、土の方も〇〇〇〇さんが、持ってきて畑をやる予定も、元々畑ではないので、しないということです。今回も非農地証明の方をやってきております。
ここももう農用地区域は当然入っておりません。利用権自体も畑がないので、もう利用権設定はありません。
事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。

担当委員さん、〇〇さん。お願いします。

〇〇委員 49 ページを見てももらったら分かるように、半分が原野というか、小屋があってもう竹が生えて、畑もできるような状態ではないです。

下側は整地をしていますが、岩があり、先ほど事務局の宮地くんも言われたように、土を持ってきて畑をやるような場所ではないと確定する事になりました。

議 長 今、〇〇さんの方からも、もう畑にはなかなかできないということがございます。何か、この件につきまして質疑ある方、お願いします。

〇〇委員 以前、測量みたいなことをしていませんでしたか。

議 長 一部、資材置き場みたいにかいているところがありますが、元々は原野だったということです。

他に何かないですか。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

非農地証明願 4 番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員でございます。

非農地証明願 4 番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第 3 号、形状変更に関する届出の報告ということで 1 件出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、最後になりました。3 ページをご覧ください。

最後、議案第 3 号、形状変更の届けが 1 件出てきております。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町入野字平成 7220 番、畑 6,536 m²。

理由としましては、現況の畑をかき上げして利用したいということになっております。

資料は 50 ページ以降をご覧ください。

今回、位置図の方が、先ほど出てきておりました国営の平成団地になります。場所が、〇〇〇〇さんの事務所のまだ一番上の奥ですね。ため池があるようですけども、その手前の一带の所になっております。

51 ページが住宅地図です。52 ページが拡大の写真となっております。

今回、形状変更を出してきております部分が、この地番が 6 反 5 畝ぐらい一筆で

ございます。そのうちの、52 ページで事務局の方で蛍光のピンク色で角をL字型に塗っております。今回そこを、よう壁を打ってコンクリートの壁を造って、上の農地の段差を解消してレベルの農地にした上で、ハウスを〇〇〇〇が建てたいということで、今回形状変更を願い出てきております。

53 ページが公図です。54 ページが、現場のよう壁の逆L字の方のこういった形でしますという部分になっています。

最後の 55 ページが現況の写真です。

地図の土地自体は広いですが、今回出てきている部分が、写真を撮りに行ったときにはうっすらともう現場の方というか土を掘って、暫時、コンクリートの壁を施工したいというところでの写真になっているもので、土を掘っているところは分かりにくいかもしれません。こののり面による壁を立ち上げて、上の農地をレベルに平坦にして、今後はハウスを建てる予定となっているということです。

あと、ここは農用地区域なので、利用権の設定は現在ありません。

以上です。

議 長 今、事務局の説明より説明がありました。

この件につきまして何か、担当委員の〇〇さん、お願いします。

〇〇委員 52 ページを見ていただいたら分かりますが、この黒い三角の所が一段低くなりまして、そこを埋め立てして、54 ページを見てもらったら断面図、これだけ埋め立てをして、キュウリハウスを造る予定だそうです。

以上です。

議 長 この写真の赤線で囲んでいるところには、ハウスは造ってないですね。

事務局 まだ造ってないです。まだ空き地です。

議 長 51 ページの写真は、家屋が建っているような。

事務局 ここは土地が広過ぎて、まず奥側と手前の南側の方で分かれていて、今、この青い防風ネットがあるハウスは、昔からあるハウスで、今回建てたいという所のハウスがこの西側の空き地になります。下から撮っているのもので、上の農地は写っていないので分かりにくいかもしれません。まだハウスは建ってないです。

〇〇委員 奥の方の白いものは何ですか。

事務局 奥の白いものは、だいぶ昔からある倉庫です。

議 長 今、説明がありました。

形状変更ということで、この壁についてハウスを建てたいということですが、この件につきまして何か質疑・質問ある方。

〇〇委員 この前を毎日2、3回ぐらい通っていますが、もう工事は鉄筋を建てて、準備着々で、それから、ハウスはもうないです。

このハウスの下の段は、このアーチのここはもう全部のけてしまっていて、今、柱だけ残っている。

議 長 現在建っているハウスですか。

〇〇委員 古いやつで、元あったやつをのけて、今のけています。そして、アーチの部分はまだ全部ないです。今は、柱を受ける段取りで、新しく建てるのだと思う。

思うに53ページの図面の堺は、例えば7224、これは水路ですか。

それから、その7224の一番下のところの形で、ぽつんと出ている。それから右向いてずっと、途中まで水路があり、これでは、その7224は水路かどうかというのが確認できないなと思います。それからここ、7226の下の方にぽつんと入り組んでいる。これらは〇〇〇〇さんの土地ではないですよ。これも埋め立てするのですか。

事務局 先ほど、最初に言っていました7224の地番の所は、恐らくこれは水路だと思います。大きなグレーチングがかかった、昔から割かしあの辺りでは大きな水路があります。

〇〇委員 グレーチングは一切ない。

事務局 その下は、交差点の所に大きなグレーチングがあります。あそこにつながるまでの水路だそうです。

〇〇委員 それはグレーチングがあっても、これは上で、斜めの斜面でしょう。その堺はしっかりしてもらいたいと思います。

事務局 その7226番で言っていた、右側の地番で言うと7223の地番の所で、ぽつんと入っているところは恐らく土地改良区、今回の地番の所になっています。これも〇〇〇〇〇〇です。今回はその形状変更を出してきたときに、そのハウスを建てる上で県の方で

も現状は、先ほどぼつんと入り組んだ所、改良区の土地ですが、もう長年、昔からそこら辺の塚があいまいなところで、現況がぱっと見、〇〇〇〇さんの土地みたいなような現状になっているので、それではいかんことやないかなというところで県の方と話して、国営改良区の方と文書で、トラブルにならないようにみたいな形でその境とかの確認の方の協議を今現在しています。

で、現場は恐らく〇〇〇〇さんの農地になっているような感じに見えるみたいですが、そこは国営の図面で見れば国営改良区の土地になっているので、担当の所管と協業をしてどういう書面でやるかは今、協議しているところです。

〇〇委員 52 ページのピンクで、角で囲んでいる。この黒っぽいハウス。ここだけ埋め立てたいということですか。それとも、向こうまでずうっとある、上向いて横並びのハウスまでですか。

事務局 壁をここについて、平らに埋めるということですか。

〇〇委員 このピンクのところ、ピンクのところは工事していて、こちらは工事してないので、こちらは道路ののり面があるので、そののり面の境もきちんとして、土地をどんどん入れたらそののり面に食い込んできて。

事務局 そこはもう国営の事務局の方との話し合いです。

〇〇委員 その境をしっかりと測量した後で、土を入れてもらいたい。

事務局 今回、トラブルがお互いにならないように確かその境も測量でしています。そのあたりは、国営の事務局の方と話は今現在しているはずです。

〇〇委員 許可がないのに早くから工事している。

事務局 ただ、形状変更も毎回言いますが、許認可制ではなく報告事項になるので、やはりその前後、本来やったら施工するまでに農業委員会に出してきてもらいたいです。どうしても工期的なもので急ぎたいときは、事務局の方にまで今回みたいに連絡もありますけど、もう致し方なく施工を知らない場合に形状変更していたりする場合がありますが、基本は事前にとということが原則です。やはりまれに工期的な日程上、後になるというか施工中のときもありますが、いったん、どうしても報告制になるので、なかなか許可という形でないので、事務局としてもそう対応せざるえないところもあります。

〇〇委員 この55ページの最後のページの、この赤線で囲んでいるところ、下の道路のところでセメンで囲っているところは何ですか。

〇〇委員 柵です。柵が2つあり、その柵の山側は境です。この53ページの今、7224の水路といったところに、一番下のところへ柵みたいのが、ここへ柵が2つあります。

〇〇委員 そしたら、のり面のあれを自分地にしようと。

〇〇委員 この図面の境が間違っている。

事務局 事務局の方はずれがあり、両方ともり尻まで赤線引っ張っていますけど、今回かっちり測ったらもう上の辺りで境になっていると思われま。

議 長 この赤線はこのため柵の上手になっているから、これはのけないといけないと思います。

〇〇委員 のけないといけない。上からになったら分かるけどね。

〇〇委員 2段に柵があって、その2段の上のどこへ境があります。
その境をしっかりと下さいということで、キノコいうたら何年持つかやね。

議 長 壁つくところは良いとしても、ほかのところは、県の測量は、出来ているよね。

事務局 国営なので、測量はしていますし、測量当時の分があります。

それと、今回こういったハウスを建てるにあたって、県の補助を受けるか自費で建てるか、協議中みたいです。そのあたりの図面の関係上境が、たまたま測ったら自分ところの土地かと思ったら改良区の道路の一部が入っていたりしていたので、もうお互いが。

〇〇委員 最初は水路のぎりぎりのところへ鉄筋が立っていたので、鉄筋をずらしり、県と話し合っ内側にずらしています。

〇〇委員 この国営農地の場合は、境界線は、のり下、のり面、上ですか。

事務局 ただ、基本通常なら、のり尻で、のり肩ではないです。

ただ、今のこの写真だとのっぺりとしたのり面ですけど、〇〇さん言うように真ん中、赤線の上と下の横の線の真ん中ぐらいに一段平らなところがあり、段になっているので、自分の方が下まで、勢い余っておかしい境界になってしまいましたが、本来でしたら真ん中です。

議 長 本来は、その中間のところのがのり尻ということです。あとは、もう道の部分です。

事務局 そうです。

議 長 ほかに何かないですか。

(質疑等なし)

ないようですので、承認を受けたいと思います。

形状変更届願いにつきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

形状変更届願いにつきまして承認をされました。

それでは、いったん議事につきましては終わりましたので、その他は後にしまして、ここで記録を切りたいと思います。

(午後 4 時 15 分終了)